

川崎市手数料条例及び川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例及び川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 9 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市手数料条例及び川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(川崎市手数料条例の一部改正)

第 1 条 川崎市手数料条例（昭和 25 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 159 号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、「昭和 35 年法律第 145 号」の次に「。以下「医薬品医療機器等法」という。」を加え、同条第 160 号から第 168 号までの規定中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同条第 169 号及び第 170 号中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同条中第 266 号を第 268 号とし、第 248 号から第 265 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 247 号ア中「第 245 号ア」を「第 247 号ア」に改め、同号イ中「第 182 号」を「第 184 号」に、「第 187 号」を「第 189 号」に改め、同号を同条第 249 号とし、

同条第246号ア(イ)a及びb中「第244号ア(イ)」を「第246号ア(イ)」に改め、同号イ(イ)a及びb中「第244号イ(イ)」を「第246号イ(イ)」に改め、同号を同条第248号とし、同条第245号ア(ア)中「第182号」を「第184号」に、「第187号」を「第189号」に、「第247号イ」を「第249号イ」に改め、同号イ中「第182号」を「第184号」に、「第187号」を「第189号」に改め、同号を同条第247号とし、同条第244号ア中「第246号」を「第248号」に改め、同号を同条第246号とし、同条中第243号を第245号とし、第242号を第244号とし、同条第241号ア中「第239号ア(ア)及び(イ)」を「第241号ア(ア)及び(イ)」に改め、同号イ中「第182号」を「第184号」に改め、同号を同条第243号とし、同条第240号中「第242号まで」を「第244号まで」に改め、同号ア中「第238号ア(ア)から(ケ)まで」を「第240号ア(ア)から(ケ)まで」に改め、同号イ中「第238号イ(ア)から(ケ)まで」を「第240号イ(ア)から(ケ)まで」に改め、同号を同条第242号とし、同条第239号ア(ア)中「第182号」を「第184号」に、「第187号」を「第189号」に、「第241号イ」を「第243号イ」に改め、同号を同条第241号とし、同条中第238号を第240号とし、第227号から第237号までを2号ずつ繰り下げ、同条第226号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同号を同条第228号とし、同条中第225号を第227号とし、第216号から第224号までを2号ずつ繰り下げ、同条第215号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同号を同条第217号とし、同条中第214号を第216号とし、第211号から第213号までを2号ずつ繰り下げ、同条第210号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同号を同条第212号とし、同条中第209号を第211号とし、第208号を第210号とし、同条第20

7号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同号を同条第209号とし、同条中第206号を第208号とし、第202号から第205号までを2号ずつ繰り下げ、同条第201号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同号を同条第203号とし、同条中第200号を第202号とし、第190号から第199号までを2号ずつ繰り下げ、同条第189号中「第182号」を「第184号」に、「第183号」を「第185号」に、「第187号」を「第189号」に改め、同号を同条第191号とし、同条中第188号を第190号とし、第177号から第187号までを2号ずつ繰り下げ、同条第176号中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、「薬局開設の許可証、」を削り、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号を同条第178号とし、同条第175号中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、「薬局開設の許可証、」を削り、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号を同条第177号とし、同条第174号中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、同号を同条第176号とし、同条第173号中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、同号を同条第175号とし、同条第172号中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、同号を同条第174号とし、同条第171号中「薬事法施行令（昭和36年政令第11号）」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、同号を同条第173号とし、同条第170号の次に次の2号を加える。

(171) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第1条の5の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付

1件につき 2, 000円

(172) 医薬品医療機器等法施行令第1条の6の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付

1件につき 2, 900円

第5条中「第2条第264号」を「第2条第266号」に改める。

第8条ただし書中「第2条第183号、第239号ア、第241号ア、第245号ア、第247号ア及び第248号」を「第2条第185号、第241号ア、第243号ア、第247号ア、第249号ア及び第250号」に改める。

(川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第19条第6号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第2条第16項」を「第2条第17項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年1月25日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

薬事法及び薬事法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。